

発達障害者支援の課題と方向性

(見直し案)

目次

- 1. はじめに.....
- 2. 発達障害者を取り巻く状況.....
 - (1) 京都府内の発達障害者数
 - (2) 京都府における主な発達障害者支援
- 3. 発達障害者支援の課題と方向性.....
 - (1) 発達障害者支援によって目指すべき社会.....
 - (2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築.....
 - (3) ライフステージに対応した支援.....
 - ① 乳幼児期
 - ② 学齢期
 - ③ 成人期
 - (4) 支援体制の整備.....
 - ① 相談支援体制
 - ② 医療提供体制
 - ③ 福祉サービス提供体制
 - (5) 人材の育成.....
 - (6) 発達障害の理解促進.....
 - (7) その他.....

3 「課題と方向性」の箇所は、「対応の方向性(見直し案)のポイント」として今回提示

(参考)

- ・参考1:京都府の主な発達障害者支援
- ・参考2:京都府における発達障害者関連施設等
- ・参考3:京都府における発達障害者関連施設等の役割
- ・参考4:発達障害者支援センター・発達障害者圏域支援センターの実績
- ・参考5:発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の実績
- ・参考6:保健所における平成 29 年度の取組状況(発達障害児等早期発見・早期療育支援事業)

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会

平成 30 年 月

1. はじめに

- ・発達障害者支援法改正 (H28.6.3 公布)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正するための法律 (H28.6.3 公布) →障害児福祉計画、保育所等訪問支援の対象拡大等
- ・発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H29.1.20 公表) 等を踏まえて記述

2. 発達障害者を取り巻く状況

(1) 京都府内の発達障害者数

- ・自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者については、障害のあらわれ方や程度が多様であるが、これまでの取組や調査の結果から、京都府内の発達障害者数は以下のように推計される。

① 乳幼児期

- ・京都府における年中児スクリーニング(5歳児健診)の結果をみると、「要支援」「管理中」と判定された児童の割合は **21.3%**、「園支援」と判定された児童の割合は **17.7%**となっている。

※「要支援」:集団行動、対人行動及び個人行動の問題が大きく、それがしばしばみられ、集団における困り感が強い者

「管理中」:既に医療機関等を受診している者

「園支援」:個人の特性はあっても、困り感は見られないか、ごく軽微であり経過観察でよい者

年中児スクリーニングの結果(平成 28 年度)

管理中	7.9%
要支援	13.4%
園支援	17.7%
問題なし	61.0%

21.3% } 39.0%

- ・上記の結果から、京都府内の就学前(3～5歳)の「要支援」「管理中」の児童数は約 **12,900** 人、1学年に約 **4,300** 人と推計される。また、京都府内の就学前(3～5歳)の「園支援」の児童数は約 **10,700** 人、1学年に約 **3,600** 人と推計される。

- ・障害児支援の支援内容及び質の評価に関する実態調査(児童発達支援・医療型児童発達支援)平成 27 年 9 月 30 日現在(厚生労働省HPより抜粋)

児童発達支援の発達障害児の利用割合: 46.8% (12,649 人/27,036 人)

② 学齢期

- ・文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果をみると、学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.5%である。

知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合(小・中学校の通常学級)(平成 24 年)

学習面か行動面で著しい困難を示す	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.5%
行動面で著しい困難を示す	3.6%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%

- ・ 上記の結果から、京都府内の小・中学校の発達障害の可能性のある児童生徒数は約 12,800 人、1学年に約 1,400 人と推計される。
- ・ **障害児支援の支援内容及び質の評価に関する実態調査（放課後等デイサービス）**
平成 27 年 9 月 30 日現在（厚生労働省HPより抜粋）
放課後等デイサービスの発達障害児の利用割合：53.5%（13,320 人／24,905 人）

③ 成人期

- ・ 成人の発達障害者数は不明である。

<参考> 平成 26 年度患者調査（厚生労働省HPより抜粋）

診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数 19.5 万人

※23 年度：11.2 万人、20 年度：8.8 万人

(2) 京都府における主な発達障害者支援

京都府における発達障害者支援として、概ね次のような支援が行われているところである。

- ・ 発達障害の早期発見・早期療育を進めるため、5 歳児健診における年中児スクリーニングの実施や、市町村の行う**事後支援（SST（ソーシャルスキルトレーニング）、ペアレントトレーニング、園巡回等）**に対して、京都府が財政支援を行っている。
 - ※「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」:子どもが集団生活のルールや人間関係づくりを学べるよう、ゲーム等の小集団活動を実施
 - 「ペアレントトレーニング」:ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力を育めるよう、保護者を対象とした子どものほめ方教室を実施
 - 「園巡回」:臨床心理士や保健師等の専門職が保育所・幼稚園を巡回し、保育士等に対して必要な支援・配慮等に関する指導・助言
- ・ 保健所においては、医師・臨床心理士による「発達クリニック」や市町村への助言・指導、市町村保健師・保育士・教員等に対する研修等が実施されている。京都府家庭支援総合センターでは、子どもや家庭に関する総合相談や引きこもり相談等が実施されている。さらに、**精神保健福祉総合センターでは、精神科デイ・ケアの一環として、発達障害専門プログラムを実施されている。**
- ・ 発達障害の診断、診察やリハビリなど医療提供体制については、専門医療機関として、府立こども発達支援センター（京田辺市）及び府立舞鶴こども療育センターにおいて対応されている。特に、府立舞鶴こども療育センターについては、平成 28 年 4 月の移転に併せ、府北部地域における発達障害児支援の拠点として整備を行うとともに、府立こども発達支援センターにおいては、増加する医療ニーズに対応するため、若手医師の受入による専門医師の養成や、医師の増員も図られてきている。また、民間では花ノ木医療福祉センター（亀岡市）や、市町村立病院を中心に、診断、診察対応されているところである。

- ・相談機関における対応としては、地域の相談支援事業所での受入を基本としつつ、「発達障害者支援センター」と「発達障害者圏域支援センター」が設置され、発達障害に関する電話相談、面接相談等が行われている。
- ・地域における療育については、主に児童発達支援事業及び放課後等デイサービスでの受入が進められている。特に放課後等デイサービス事業の事業所数については、様々な形態の事業がすすめられており、指導・研修による質の向上を図るとともに、府立こども発達支援センターでは、支援困難度の高い児童に対する放課後等デイサービスの具体的検討が進められているところである。
- ・学校教育における支援としては、府立宇治支援学校内に「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」が設置され、11人の専任スタッフが障害児・保護者・学校等からの相談にあたるとともに、医師・作業療法士・臨床心理士・教育関係者等の56人で構成する「府専門家チーム」が専門的な相談対応等を行っている。さらに、各特別支援学校に「地域支援センター」が設置され、障害児・保護者からの相談対応、教員・医師・臨床心理士等からなる専門チームの各学校への派遣等が実施されている。
- ・就労の支援については、府立京都高等技術専門校の「キャリア・プログラム科」において、発達障害者を対象として、職場での適応能力の向上、社会人として必要なマナーやコミュニケーション能力の習得等を目指した職業訓練が行われている。また、京都ジョブパークに障害者を対象とした「はあとふるコーナー」が設置され、ハローワークや京都障害者職業センター等と連携して、相談助言、企業実習、スキルアップ等の総合的な就職支援が実施されている。
- ・発達障害児・者の支援に従事する者にむけた研修（人材養成）として、「発達障害専門職研修」の実施が進められており、29年度においてはペアレント・トレーニング、ソーシャルスキルトレーニングやティーチャートレーニングの研修が実施されている。また、保健所単位でも、管内における人材養成に向けた研修が行われている。
- ・以上のような取組みをまとめると、参考1のとおり、保健、医療、福祉、教育、就労等の分野で様々な支援が行われているところであり、府域、圏域単位で関係機関相互の支援ネットワークの構築が進められている。また、それらの支援の連携を図るため、「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用が進められている。
 - ※「支援ファイル」:乳幼児期から学齢期、成人期まで、発達障害者の成長記録や支援内容を記入し、とじ込んだもの。関係者が情報を共有。
 - 「移行支援シート」:保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等への移行に当たり、発達障害者に対する支援内容や配慮事項等を記入し、移行先に引き継ぎを行うもの。支援ファイルにとじ込んでよい。
- ・また、発達障害の理解や普及啓発に向けた取組みとして、一般府民向けの公開講座や、関係団体と行政が一体となった普及啓発活動が行われている。